

# 特定B型肝炎ウイルス感染者給付 金等の支給に関する特別措置法の 一部改正案について

# 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(概要)

(予算関連法案)

## 1 改正の趣旨

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者等に対する給付金の請求期限について、現下の請求状況等を勘案して延長するとともに、給付金の支給対象について拡大する等の措置を講ずるもの。

## 2 改正の概要

### (1) 給付金の請求期限の延長

給付金の請求期限(平成29年1月12日までに提訴)を、**平成34年1月12日まで、5年間延長する。**

- B肝特措法の対象者の認定は、裁判上の和解手続き等で行う。
- 現下の請求状況を踏まえると、対象者の多くが提訴していないと考えられる。
  - ・推計対象者数の約45万人に対し、提訴者実績は約2万9千人(平成27年12月現在)
  - ・提訴件数は平成27年度に入って増加傾向にあり、毎月約1000件程度

### (2) 給付金の支給対象の拡大

死亡又は発症後提訴までに20年を経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者等に対する給付金額を法律上に新たに位置づける。

- 平成27年3月27日に、国と原告団・弁護団との間で、死亡又は発症後提訴までに20年を経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者等に和解金を支払うこと及びその金額等を合意済み。

	【現行】		➡	【改正後】	
	右以外	発症後20年を経過した者		右以外	発症後20年を経過した者
死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	定めなし		3,600万円	<b>900万円</b>
肝硬変(軽度)	2,500万円	定めなし		2,500万円	<b>600万円(300万円*)</b>
慢性肝炎	1,250万円	300万円(150万円*)		1,250万円	300万円(150万円*)
無症候性キャリア	600万円	50万円		600万円	50万円

\*現に患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付金額。

## 3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(一部公布日施行)

# 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。

## 1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

※ 給付金等を受けるためには提訴する必要がある。

## 2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

### (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：

① 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3600万円	⑤ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎	
② 肝硬変(軽度)	2500万円	ア 現在、慢性肝炎に罹患している者 等	300万円
③ 慢性B型肝炎(⑤の者は除く。)	1250万円	イ 過去、慢性肝炎に罹患した者のうちア以外の者	150万円
④ 無症候性持続感染者(⑥の者は除く。)	600万円	⑥ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。

※ 訴訟手当金として、弁護士費用、検査費用を支給。

- (2) 追加給付金：(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(⑤及び⑥は全額)を支給他に、⑥については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

## 3. 請求期限

- ・平成29年1月12日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から3年以内に請求(新規の提訴は不要)
- ・定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

## 4. 費用及び財源

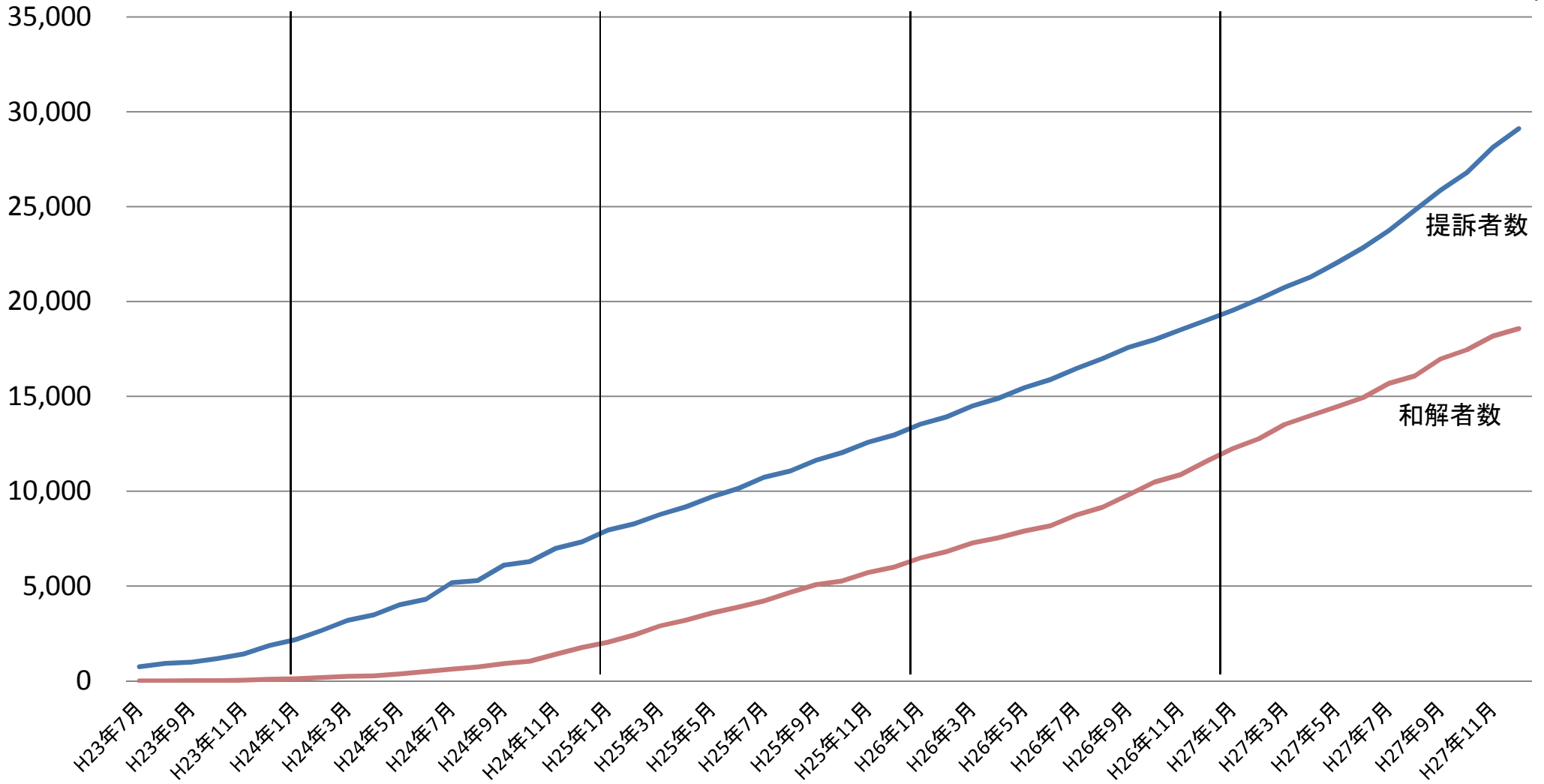
- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。

## 5. 見直し規定(附則)

施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

# 提訴者数及び和解者数の推移

H27.12末まで



	H23年 11月	H24年 1月	H24年 3月	H24年 5月	H24年 7月	H24年 9月	H24年 11月	H25年 1月	H25年 3月	H25年 5月	H25年 7月	H25年 9月	H25年 11月	H26年 1月	H26年 3月	H26年 5月	H26年 7月	H26年 9月	H26年 11月	H26年 1月
— 提訴者数	1,424	2,180	3,201	4,014	5,185	6,104	6,988	7,949	8,781	9,711	10,732	11,636	12,583	13,530						
— 和解者数	39	122	249	373	621	915	1,414	2,044	2,903	3,585	4,222	5,077	5,710	6,490						

	H26年 3月	H26年 5月	H26年 7月	H26年 9月	H26年 11月	H27年 1月	H27年 3月	H27年 5月	H27年 7月	H27年 9月	H27年 11月	H27年 12月
— 提訴者数	14,496	15,456	16,467	17,587	18,509	19,537	20,744	22,041	23,732	25,867	28,127	29,118
— 和解者数	7,270	7,900	8,748	9,819	10,878	12,239	13,525	14,447	15,691	16,976	18,174	18,572

# ポスター・リーフレットの配布

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、  
満7歳になるまでに、  
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で  
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、  
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。



感染しているかどうかを調べるために  
肝炎ウイルス検査を受けましょう。  
採血だけなので短時間で終わります。

詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、  
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口  
[年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています(最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
  - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
  - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、  
集団予防接種を受けた方
  - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、  
給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

## 主な給付金等の内容\*

\* 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
肝硬変(軽度)	2,500万円
慢性肝炎※1	1,250万円
無症候性キャリア※2	50万円

※1 20年の除斥期間を経過した方については、  
① 現に治療を受けている方等については 300万円  
② 上記の方以外については 150万円  
※2 20年の除斥期間を経過していない方については 600万円

## 給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

# 発症後20年が経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者への給付金の支給

- 現行のB肝特措法において、発症後20年を経過して提訴をした原告（いわゆる除斥期間が経過した者）については、「慢性肝炎」及び「無症候性キャリア」に対する給付金の金額が定められている一方、「死亡・肝がん・肝硬変」の患者については、平成23年の法制定時に提訴者がおらず、金額が定められていない。
  - 法施行後、こうした者から提訴がなされたことから、法制定時の附帯決議（※1）も踏まえ、国は、平成26年3月に札幌地裁に所見を求めたところ、平成27年2月27日の裁判所からの和解勧告に基づき、同年3月27日に国と原告が「基本合意書（その2）」を締結し、和解した。
- ※1 【法制定時の附帯決議】（衆・参ともに同様の規定あり）  
 今後、除斥期間を経過した肝硬変、肝がんの患者等の感染被害者が提訴した場合には、基本合意書の趣旨、本委員会における厚生労働大臣の答弁等に照らし、裁判所の仲介の下で、誠実に協議するよう努めること。
- ※2 発症後20年を経過した死亡・肝がん・肝硬変の患者は、札幌、東京、大阪など全国の地裁で訴訟を提起している（全国で10地裁、80名程度）が、和解協議は札幌地裁において一括して実施している。
- これらの対象者については、現在、個別の訴訟における和解金として法制度の枠外として支払いを行っているが、その財源確保を図るとともに他の類型と同様の給付の仕組みの対象とするため、B肝特措法に位置づける。

	【現行】	【改正後】
	右以外	発症後20年が経過した者
死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円	900万円
肝硬変（軽度）	2,500万円	600万円 (300万円*) *治療歴のない者(注2)
慢性肝炎	1,250万円	300万円 (150万円*) *治療歴のない者(注2)
無症候性キャリア	600万円	50万円

(参考)  
平成28年度までに必要となる費用は、7億円程度(約100人)と見込んでいる。

(注1)「死亡」は死亡後、「肝がん・肝硬変・慢性肝炎」は発症後、「無症候性キャリア」は集団予防接種を受けた日後、それぞれ20年を経過した者をいう。

(注2)「治療歴のない者」は、現にり患しておらず、かつ治療を受けたこともない者をいう。